

# 雇用保険三事業の見直しについて

○ 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)(抄)

原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。

## 検討結果

- 費用負担者である事業主の団体(日本経団連、日商、全国中央会)の参画により、雇用保険三事業見直し検討会を開催。
- 失業等給付の事業に資する観点から個別の事業ごとに精査。

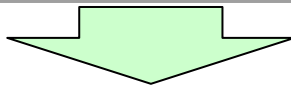
<見直し検討会報告(平成18年7月26日)>

- ・ かつて勤労者福祉施設の整備等を行っていた雇用福祉事業は、事業類型としては廃止することが適当。また、雇用安定事業及び能力開発事業についても、事業の廃止又は見直し等徹底した整理合理化が必要。



- ・ 既存事業については、現在の経済情勢や雇用・失業情勢を前提とすると少なくとも平年度で750~800億円(概ね保険料率0.5/1000に相当)以上の予算額の削減が可能と考えられる。

※三事業に係る保険料率は3.5/1000。雇用安定資金が一定程度に達すると3.5/1000→3.0/1000。



## 予算への反映

平成18年度予算額 4,167億円 ⇒ 平成19年度予算額 3,563億円(▲604億円(▲14.5%))

※ 雇用福祉事業は、暫定的・経過的なもののみ計上(18年度予算額873億円→19年度予算額51億円)。

なお、平成18年度に実施している事業の廃止等に伴う経過措置に係る予算額は約500億円程度であり、平年度ベースでは1,000億円を上回る削減が可能となる予算となっている。